

全管連発6第75号
令和6年4月22日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押 印 省 略)

令和6年度水道施設整備費に係る歩掛表について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省は3月27日、標記通知を都道府県知事及び水道行政担当課に通知しました。通知文及び別紙は下記の国土交通省HPを参照ください。

国土交通省ホームページ → 製作・仕事→水管理・国土保全→上下水道→予算

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_yosan_01_00001.html

また、本会が要望した間接工事費の管材料費対象額1/2の見直しについては継続審議となっています（詳細は別紙参照）。

敬具

令和5年度施工技術調査検討会 審議結果

令和6年度改定要望事項

No.	要望元	工種	R5年度頁	要望の内容及び理由	第2回検討会・第4回幹事会 審議結果
6	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算	8 26	間接工事費の管材料対象額1/2の見直し (理由) 工事費の積算において、共通仮設費及び現場管理費における管材費の対象額は、国土交通省の下水道歩掛では材料費全額が対象、一方、厚生労働省の下水道歩掛では1/2の金額が対象となっている。 工事の種類によって、間接工事費の積算基準が異なることから、国土交通省歩掛適用の価格と厚生労働省歩掛による価格に2%程度の乖離が生じ、水道工事で一部を外注した場合、工事原価からの持ち出しが発生している。 については、水道工事の共通仮設費及び現場管理費にかかる管材費の対象額を下水道工事同様の全額とし、公共工事における積算基準の矛盾が無いように、水道行政移管後の速やかな解消を要望する。	【継続】 国交省の諸経費動向調査に水道を追加する方向で国交省と引き続き協議することとし、協議経過については本検討会にて随時報告する。
7	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算	26	市街地補正係数及び適用優先の改定について (理由) 平成30年度に施工地域による補正方法の変更、令和元年度に大都市補正の追加があった。 しかしながら、水道工事における市街地の現場は、工事規模の大小に関わらず、道路上の工事で一般交通の影響を受けやすく、その規制の制約や工事に置いて非効率な現場が市街地では多い。 そのため、施工地域区分の大都市で採用の1.2を市街地にも使用し、併せて適用優先順位についても市街地内で施工する全ての現場に適用優先1を要望する。 また、令和2年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定において、市街地の補正係数は1.4となっているため、併せてその係数を1.4へと引き上げることを要望する。	【見送り】 今回改定要望のあった大都市で採用している補正係数を市街地へ使用、適用優先の変更および市街地の補正係数の改定については、国土交通省の基準と比較・検討した結果、今回の改定は見送ることとする。
8	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 (4) - 2準備費	19	準備費の積算項目に「除雪」の追記 (理由) 共通仮設費の準備費は、準備費の積算として、伐開、除根、除草等を挙げているが、除雪については明記されていない。 また、国土交通省の令和5年度公共建築工事共通費積算基準においては、共通仮設費の屋外整理清掃費の項目の中で除雪が明記されている。 除雪は1度行って終わるものではなく、天候次第で毎日行う必要がある。については、水道施設整備費に係る歩掛表においても除雪を明記して頂きたい。 なお、近年の大雪災害対策本部等が設置されることから、除雪についてはその経費が大きくなるため、その場合の追加費用を見込んでいただけるよう備考への付記もお願いしたい。	【見送り】 現段階で国土交通省「土木工事積算基準」に記載のない項目を水道施設整備費に係る歩掛表にのみ付記することは、国土交通省との整合性の観点などから、今回の改定は見送る。
9	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第2章 開削工歩掛第 第6節 ポリエチレン管布設工	86	ポリエチレン管(融着接合)布設歩掛表・諸雑費の改定について (理由) 令和5年度の歩掛改定で継手工の歩掛が改定されたが、諸雑費の改定は見送られた。 最近の機械損料・消耗品(1口当り)金額(レンタル会社からの聞き取りを基に算出すると、口径により約600円/1口から約3,000円/1口)と2023年度労務費の割合を比較した場合、労務費の8.5%を上回っている。 そのため、諸雑費を現行の8.5%から15%へと改定して頂きたい。	
10	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第2章 開削工歩掛第 第6節 ポリエチレン管布設工	86	ポリエチレン管(融着接合)布設歩掛表、諸雑費等の改定要望 (理由) 改訂の趣旨 ポリエチレン管の配管工事は、工事規模の小さなものが多く、年間使用日数が少ないため、民間のレンタル会社活用が進んでいる。 今回、歩掛表を用いて計算した機械器具損料とレンタル制度を利用した場合の実費を比較した結果、添付の差異が発生しているため、改定を要望する。 案1. 諸雑費を8.5から、12.0%に改定する 案2. 備考4に、工事規模により、最大で50%割増することができる旨を追記する	【継続】 業界団体にアンケートを行うこととし、本件については継続とする。

令和5年度施工技術調査検討会 審議結果

令和6年度改定要望事項

No.	要望元	工種	R5年度頁	要望の内容及び理由	第2回検討会・第4回幹事会 審議結果
11		第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 (4)-6 技術管理費	21	<p>水道配水用ポリエチレン管施工情報管理システムに係る利用料等の新設</p> <p>(理由) ・水道配水用ポリエチレン管施工情報管理システムは、IoT技術を用いた新技術です。施工現場において、スマホアプリを通じて確認、取得した施工手順時の情報(施工手順確認、要所の写真撮影データ、融着履歴、3次元位置測位情報等)をcloudに保存し、パソコンによるWeb閲覧が関係者で行え、施工現場で得られた情報を基に施工記録やEF接合チェックシート及び工事関係書類への転用が容易に行えるサポート機能があります。 ・施工関係者がcloudに保存された施工現場情報をWeb上で自由に閲覧することが可能で、遠隔現場と同様の効率化が期待されます。 ・これまで埋設部を特定しづらかった樹脂製品埋設情報に関し、3次元位置測位システムを用いることで、管路や弁栓類やサドル部等以外にも関連する埋設物(マンホールやガス管等)との位置情報を正確に得ることができ、離隔幅情報も簡単に得ることができ、加えて、事後にオフセットで位置情報を測定していた業務も不要となり、3次元位置測位情報はマッピングシステムへのデータ活用の可能性にもつながります。 ・cloud保存された電子データにより、将来のペーパーレス化や提出物の削減にもつながり、地球環境にもやさしい効果が期待できます。 ・ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工表に据付工と継手工両方に係る「利用料」欄の新設を要望します。 ・利用料:労務費(据付工と継手工)の10%の記載。</p>	<p>【見送り】 審議では、施工情報管理システムの有効性は認めるものの、積算基準に記述するにはもう少しシステムの広まりが必要なため時期尚早であるとし、今年度は見送りとする。</p>
12		第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工	179	<p>水道工事における小規模な本復旧の歩掛設定</p> <p>(理由) ・水道工事の本復旧の日進量において、全管連の全国的な調査によるとほとんどの水道事業者が国交省の歩掛を適用している現状が確認できた。 ・しかしながら、この歩掛は施工規模が大きく障害のない新設工事を前提としている。 ・現状、水道工事における小規模な本復旧では、施工場所が狭いことや片側通行での一般車・歩行者への配慮が必要なこと、振動・騒音への配慮等から施工性が悪くなっている。 ・また、アスファルト舗装工事は舗装専門業者に委託する場合も多く、外注費用との乖離がある。さらに、重機は直接保有せず、レンタルしている現状もあるため、作業日数が長くなることで運搬費も大きくなり、機械経費(回送費)や労務費の歩掛の割増が必要となる。 ・この点は、令和5年度国土交通省土木工事・業務の積算基準の改定において、路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要があるとされているため、厚労省においても検討して頂きたい。 ・以上を踏まえ、「水道工事における本復旧」において、各水道事業者が工期算定で使用している1日当りの舗装復旧工の出来高に応じ、割増できるよう備考に付記していただきたい。</p>	<p>【改定】 各水道事業者が工期算定で使用している1日当りの舗装復旧工の出来高に応じ、割増できるよう備考に付記については、「見送り」とする。しかし、国土交通省土木工事積算基準書にある「常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼすおそれがある場合の積算については、別途考慮すること。」を追加する改定を行う。</p>
13		第一編 請負工事標準歩掛 第5章 その他歩掛 第3節 既設管内配管工 第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第3節 水道管挿入工事	154 186 ~ 191	<p>鋼管による既設管内配管(PIP)の充填について、間隙充填工への追加要望</p> <p>(理由) P151 6.間隙充填工の歩掛は、P182~187「1-3-5 充填歩掛表による」とあります。 現行歩掛は、シールド内配管や管閉塞など、新設管と既設管の間隔が大きい場合の施工歩掛です。 鋼管による既設管内配管(PIP)は既設管径に対して1サイズダウン(約100mm)で施工しており、既設管と新設管との間隔は狭くなっています。 このため、鋼管による既設管内配管(PIP)の充填は、新設管内から新設管に取り付けられているグラウトホールを介してエアミルクを注入しているため、施工方法が異なり、現行歩掛と乖離が生じています。</p>	<p>【見送り】 「新設管にグラウトホールを設け、新設管内側から充填する方法」に対応した歩掛であることが確認出来たため、今回の要望は見送りとする。</p>
14	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第5章 その他歩掛 第3節 既設管内配管工	152	<p>管据付費について ①材量の限定解除。 ②項目削除及び別途計上とする。</p> <p>(理由) ①既設管と新設管の間隔を保持するためにスペーサを用いるが、「ゴムスペーサ」と記載されているために「ゴム製」に限定されている。 ②スペーサは配管の支持及び浮上防止のために設置するものであり、配管1本毎に設置するため1日当り「4個」では数量が少ない。</p>	<p>【継続】 アンケート対象を増やすなどをし、データ精度を向上させてから再度検討を行う。</p>

令和5年度施工技術調査検討会 審議結果

令和6年度改定要望事項

No.	要望元	工種	R5年度頁	要望の内容及び理由	第2回検討会・第4回幹事会 審議結果
15		第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 (4)-6 技術管理費	21	<p>水道事業におけるIoT活用推進モデル事業等、新技術の導入促進に対する追加費用の積算対応が可能となる文面の追記</p> <p>(理由) 国交省においては、「令和5年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」資料において、その他の現場実態を踏まえた改定として、土木工事関係において、ICT施工における積算基準の当面の運用として、地域を地盤とする企業でのICT施工の取り組みが拡大しているほか、3次元データを活用した設計・施工の内製化も進んでおり、3次元出来形管理、3次元データ納品などの経費については、より実態に即した積算となるよう、当面、補正係数により算出される金額と見積もりとを比較し、適切に費用を計上する運用とする、と明記されています。</p> <p>事例として、ドローン等による3次元測量、3次元データによる設計・施工、ICT建設機械による施工、検査の省力化については、共通仮設費(技術管理費)によるとされています。しかしながら、水道事業におけるIoT活用推進モデル事業等、新技術の導入促進に対する積算基準の設定がありません。</p> <p>現行の(ニ)と(ホ)の間に文面の追記(下線部)を要望します。</p> <p>(ホ)IoT技術に要する以下の費用 ・施工品質点検に関するもの ・保守点検費やシステム初期費に関するもの ・遠隔現場に関するもの ・3次元位置測位データの作成費用 ・設計データの作成費用</p>	
16		第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算	21	<p>施工管理システムを採用する場合の増加費用について</p> <p>(理由) 近年、配水管布設の現場ではDX化が進み、施工情報管理システムが採用されるようになってきたが、積算上では追加積算されるようになっていない。</p> <p>一方、国土交通省の土木工事・業務の積算基準では、ICTデバイスの急速な普及に伴い、令和2年度より、ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品に要する経費について、共通仮設費、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上し、DX化を促している。</p> <p>については、配水管布設に係る施工情報管理システム等のIoT新技術を採用する場合の増加費用について、追加積算できるような措置の検討をお願いしたい。</p>	【見送り】 事業体のシステム導入は10%程度と少なく、国土交通省の積算基準書においても新技術については記載がないことから今回は見送りとする。
17	日本水道工業団体連合会	第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算	4	<p>水道事業におけるIoT活用推進モデル事業等、新技術の導入促進に対する積算基準の設定が無いことから、直接経費欄への新設</p> <p>(理由) 平成31年4月に公表された経産省・厚労省による「水道情報活用システム導入の手引き」によると、近年、情報化技術の進歩に伴い、現実社会で新たな価値を生み出すCPS(サイバーフィジカルシステム)やIoT(インターネットオブシングス)によるイノベーションが加速しており、これらの新技術は、水道インフラをはじめとする社会インフラの効率化や高付加価値化にも有効とされ、水道事業等の持続的な運営基盤の強化に向けたCPS/IoTの活用が図られていると明記されています。</p> <p>一方、国交省においては、「令和5年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」資料において、その他の現場実態を踏まえた改定として、土木工事関係において、ICT施工における積算基準の当面の運用として、地域を地盤とする企業でのICT施工の取り組みが拡大しているほか、3次元データを活用した設計・施工の内製化も進んでおり、3次元出来形管理、3次元データ納品などの経費については、より実態に即した積算となるよう、当面、補正係数により算出される金額と見積もりとを比較し、適切に費用を計上する運用とする、と明記されています。</p> <p>事例として、ドローン等による3次元測量、3次元データによる設計・施工、ICT建設機械による施工、検査の省力化については、共通仮設費(技術管理費)によるとされています。しかしながら、水道事業におけるIoT活用推進モデル事業等、新技術の導入促進に対する積算基準の設定がありません。</p>	
18		第一編 請負工事標準歩掛 1-2-1-3 直接経費	4	<p>耐震補強金具設置歩掛の新設</p> <p>(理由) ①継手補強金具は当該管路を使用しながら補強することができるため、耐震管による布設替えが困難な区間の継手部を耐震化する場合や、近接工事等により既設管路の継手部を防護・耐震化する等、幅広い活用が期待される。 ②布設替え等代替管路を必要としない為、配管・土木費用の削減が見込まれ、バルブ操作や洗管作業といった布設替えに伴う人的作業の削減も図ることができる。 ③残存実使用年数を活用する耐震性向上策としても有効な方法として認識され、全国の採用事業体数は東京都をはじめ約500件、数量は約20,000台に達している。 ④本工法は、耐震性能の向上、長寿命化に資する改良として新たな機能の追加及び機能向上に該当することから資本的支出に該当する。</p>	【改定】 耐震補強金具は現状として耐震管による布設替えが困難な区間の継手部を補強する場合や近接工事等により既設管路の継手部を防護・耐震化する等で使用されている。耐震補強金具の設置における歩掛が整理できたことから、歩掛表の改定とする。